

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する 保険料における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納付義務者(ご家族を含む。)が、り患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして次のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予制度がありますので、ご相談ください。

対象となる方

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納付義務者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納付義務者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納付義務者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料を一時に納付することができない場合、換価の猶予制度がありますので、ご相談ください。

問い合わせ先 呉市 保険年金課・介護保険課

国民健康保険料	☎ 25-3153
後期高齢者医療保険料	☎ 25-3156
介護保険料	☎ 25-3176